

第 3 回
呉市・川尻町合併協議会
会 議 録

(平成15年5月29日)

呉市・川尻町合併協議会

第3回呉市・川尻町合併協議会会議録

と き 平成15年5月29日(木曜日)

ところ 川尻町総合文化センター 4階 会議室

出席委員

(呉市)

小笠原臣也
川崎初太郎
赤松俊彦
中田清和
下西幸雄
岩原 椋
石崎元成
岩城公順
梅河内秀登
馬場理子
平田久夫
森 政雄

(川尻町)

渡邊正弘
扇谷恒範
綿野成泰
三京玉男
大下淑光
倉田良美
花本康彦
河野温三
中舛京子
上治真一
北村正次
森川泰博

出席顧問

三上忠彦

監査委員

濱 純三

説明員

芝山公英
佐々木 寛
歌田正己
藤吉悦男
前田幸治

会議に付した事件

(協議事項)

行政制度等に関する協議事項(各種事務事業の取扱い)

[今回提案項目]

協議第19号 福祉制度について

協議第20号 介護保険事業について

協議第21号 国民健康保険事業について

協議第22号 保健・医療制度について

協議第23号 環境事業について

協議第24号 商工業・観光の振興について

協議第25号 農林水産業の振興について

市町村建設計画の作成に関する協議事項

協議第18号 新市建設計画(継続協議案件)

午後 2時30分 開 会

芝山事務局長 それでは、時間も参りましたので、開会とさせていただきますと思います。

まず始めに、本協議会の会長でございます小笠原臣也呉市長よりごあいさつをいただきますと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

小笠原会長 この協議会の会長を務めさせていただいております呉市長の小笠原でございます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本協議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

前回の協議会、2月19日でございますが、ちょっと時間がたったわけでございますけれども、御承知のように、呉市の方も川尻町の方も3月の長丁場の議会がございましたし、また統一地方選挙がございまして、今日までになったわけでございます。

まず、呉市と川尻町の議員の選挙があったわけでございますが、御当選されました方々に心からお喜びを申し上げます。

さて、本日は会場を呉市から川尻町に移しまして、3回目の協議会ということになったわけでございますが、引き続き皆様方と一緒に、目標どおり新しい地域づくりのために協議を進めて参りたいと、お互いに良い方向に持っていけるようにしたいという決意を新たにしているところでございます。

前回の協議会では、合併協定項目の中の「合併の方式」でありますとか「合併の時期」といったような合併に関する基本的な項目及び新市建設計画の素案等につき

まして、皆様方に御協議いただいたわけですが、本日から各行政制度の取扱いについて具体的な協議を進めていくことになるわけですが、一つひとつが住民の皆様にとりましてより身近な、またいろいろと影響のある問題でございますので、慎重に御協議いただきますようお願い申し上げます。

なお、本協議会終了後、川尻町内の主な施設を見学させていただき予定にしております。町長さんを始め職員の皆様方におかれましては、いろいろと御配慮いただき大変だったと思いますけれども、どうかよろしくようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、あいさつとさせていただきます。

芝山事務局長 どうもありがとうございます。

今回は、川尻町を会場としまして、本協議会を開催させていただいております。その川尻町を代表していただきまして、本協議会の副会長でございます渡邊正弘町長にごあいさつをいただきたいと存じます。よろしくお願いいいたします。

渡邊副会長 それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は第3回の法定協ということで、委員の皆様にはここ川尻町にお越しいただき、ありがとうございました。

先ほど市長さんからもありましたように、前回までで基本的な15項目については確認済みであります。きょうからは個別の問題、行政制度に関する事項あるいは建設計画に関する事項ということの提案があるようでございます。我々としても、よくお聞きした上で、持ち帰って十分に協議していきたいと考えております。

また、後ほど川尻町を御視察いただくわけですが、余り時間もないかと思いますが、川尻町を知っていただく絶好の機会でございますので、短いながらも十分に見ていただきますよう、どうぞよろしくお願いいいたします。

芝山事務局長 どうもありがとうございます。

それでは、これ以降の進行につきましては、小笠原会長にお願いいたしたいと存じます。よろしくお願いいいたします。

小笠原会長 それでは、ただいまから第3回呉市・川尻町合併協議会を開会いたします。

本日の会議録署名者として、馬場委員と北村委員を指名いたします。よろしくお願いい申し上げます。

この際、御報告いたします。

去る5月19日の呉市議会本会議において、新たに下西副議長が選任されたことに伴い、呉市・川尻町合併協議会規約第7条第2項の規定により下西委員、同条第3項の規定により倉田委員が選任されました。

また、第8条第2項の規定により、本協議会の顧問に三上広島県呉地域事務所長が就任されました。

恐れ入りますが、新任の下西委員、倉田委員、三上顧問、順番に自己紹介をお願いいたします。

下西委員 失礼いたします。呉市議会副議長に就任させていただきました下西幸雄と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

倉田委員 川尻町議会議員の倉田です。どうぞよろしくお願いいいたします。

三上顧問 広島県呉地域事務所長の三上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

小笠原会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事に入ります。

議案第4号「平成14年度呉市・川尻町合併協議会決算」についてを議題といたします。

事務局から本件の説明を願います。

芝山事務局長 それでは議案第4号「平成14年度呉市・川尻町合併協議会決算」についての説明をいたします。なお、この決算につきましては、合併協議会を設置いたしました平成15年2月4日から15年3月31日の間のものでございます。

それでは、事項別明細書により御説明いたしますので、議案書の3・4ページをお開きください。

歳入でございますが、(款)分担金及び負担金、(項)(目)とも負担金62万円は、本協議会の管理運営に対する負担金でございます。呉市・川尻町からそれぞれ31万円ずつ負担していただいております。

続きまして、5・6ページをお願いいたします。

歳出でございますが、(款)(項)(目)とも協議会費は、本協議会の運営に要する経費でございます。その主なものといたしましては、本協議会委員の報酬、会議録の作成業務に係る委託料などございまして、45万6,280円を支出いたしております。

以上のことから、歳入歳出の差引残額は16万3,720円となり、同額を平成15年度に繰り越すものがございます。

以上で議案第4号「平成14年度呉市・川尻町合併協議会決算」についての説明を終わります。

また、この決算書に対します監査委員の「決算審査意見書」をあわせて提出させていただきます。何とぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

小笠原会長 ただいま説明いたしました「平成14年度呉市・川尻町合併協議会決算」における監査委員の審査意見について、監査委員を代表して濱委員より御説明願います。

濱監査委員 それでは、平成14年度呉市・川尻町合併協議会歳入歳出決算審査について御報告申し上げます。

平成15年5月13日に河上監査委員とともに、事務局が保管する諸帳簿類と照合検査を実施したほか、関係局員から説明を聞くなどにより審査いたしました結果、その計数は関係諸帳簿と符合し、正確であると認めた次第でございます。

以上、簡単ではございますが、決算審査の報告といたします。

小笠原会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に御質疑なり御意見があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、お諮りいたします。

本件につきましては、認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定されました。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。

協議事項第19号「福祉制度について」から第25号「農林水産業の振興について」までの行政制度等に関する協議、各種事務事業の取扱いにつきましては、次回第4回協議会での協議事項といたしまして、本日御提案させていただきます。

事務局から説明を願います。

佐々木事務局次長 それでは「第3回呉市・川尻町合併協議会協議事項」という資料と、別冊になっております「呉市・川尻町行政制度調整調書」という2つの資料を左右に置いていただきながら、お聴きいただきたいと思います。

まず、協議事項でございますが、これは住民生活にとって、より身近な住民サービスの内容でございます。行政制度等に関する協議、特に各種事務事業の取扱いについて、その具体的な内容の調整方針を提案させていただくものです。

呉市・川尻町それぞれまちの歴史があり、制度の内容も違いがございますので、その点を踏まえながら、合併に伴う行政制度等の調整方針に基づき、それぞれ呉市・川尻町の担当次長あるいは課長で構成します幹事会等で、時間をかけ慎重に調整を図らせていただいたものでございます。

本日ご提案申し上げる協議事項は、第19号「福祉制度」から第25号「農林水産業の振興」まででございます。8ページ以降の内容につきましては、第4回協議会で提案させていただく予定となっております。

なお、各協議事項のより詳しい内容につきましては、先ほどご説明いたしました「呉市・川尻町行政制度調整調書」に詳しく掲載しております。その内容につきましても後ほど説明させていただきます。

1ページ開いていただきまして、行政制度、各種事務事業の取扱いについての調整の仕方につきましては、やはり住民生活に支障を来さないように事前に調整を図っていくことが大切でございます。一定の方針に基づいて調整を図っていく必要があります。

それで、カコミの中でございますが、これらの調整に当たっては、呉市・川尻町の人口規模や面積、あるいは自治体がそれぞれ持っております行政的な権限などを総合的に判断しまして、調整における留意事項を3点ほど入れさせていただいております。

具体的に申し上げますと、1番目としまして、呉市の制度に該当する川尻町の制度がない場合は、呉市の制度をそのまま適用させていただくというものでございます。2点目としましては、呉市・川尻町両方にほぼ同じような水準の制度がある場合は、できるだけ統一が図れるよう調整をしていくというものでございます。3点目としましては、川尻町に制度があっても呉市にない場合はどうするかということで

ございます。これにつきましては個別に協議をしまして、その必要性とか、あるいは財政状況等を総合的に判断する中で、廃止したり、あるいは段階的・経過的な措置を検討していくというものでございます。

以上、3点の方針に基づき、各種行政制度の調整を図らせていただくものでございます。

川尻町は呉市に隣接しており、通勤・通学、購買など、住民間の交流は既にかなり進んでおりますし、双方の行政制度も基本的にはあまり違いがございません。

それでは、具体的な協議事項について調整方針等を提案させていただきます。

協議第19号「福祉制度の取扱い」についてでございます。

これは児童福祉とか母子・父子福祉、障害者福祉などが該当するものでございまして、今の現状を申しますと、呉市では福祉事務所を設置しておりまして、福祉に関するほとんどの事務を行っております。川尻町におかれましては、基本的には県の事務を中心に、町の福祉保健課や保健センター、あるいは福祉センターふれあい、また県の地域事務所が窓口になって、町地域の福祉施策を展開されております。また、それぞれの施策につきましては、国・県の基準に基づいて実施しているもののほか、これに上乘せをして市または町独自の制度を行っております。

詳しい内容につきましては「行政制度調整調書」に、後ほど説明させていただきますけど、今の時点で分かっております主な相違点は児童福祉からそれぞれ生活保護・低所得者福祉など、次のページにわたって記載しております。

それで、これら福祉制度の取扱いをどうするかということで、細かくは後ほど説明申し上げますが、合併に伴ってこれらの制度をどうするかという方向性を、総論的に文章でまとめさせていただいたのが右側の「調整方針」でございます。そちらに書いてありますように「原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、川尻町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする」ということで、制度の方向性を書かせていただいているものでございます。

なお、この調整方針でございますが、一応文書でまとめておりますのは、これが合併協定案として合併協定書の文案の基本となるものでございますので、その点は御認識のほどよろしくお願い申し上げます。

具体的な内容につきましては、別添の「行政制度調整調書」の5ページを開いていただければと思っております。

「福祉」の欄でございますが、児童福祉、母子・寡婦・父子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活保護・低所得者福祉、その他の福祉等がございます。

一番上に「拠点施設」とございますけれども、呉市には、保健所と福祉事務所が入っております「すこやかセンターくれ」があります。川尻町におかれましては「川尻町福祉センターふれあい」という施設がございまして、町の社会福祉協議会の事務局となっておりますし、ここで福祉のいろいろな施策を展開されております。

次に、児童福祉の項目でございますが、まず保育所についてでございます。川尻町には2つの公立保育所がございますが、呉市には17の公立保育所、25の私立保育所がございまして、合併後には同じエリアになりますので、保護者の勤務形態等に

合わせたり広範囲な利用が可能になってくるものと考えております。

保育所時間につきましては、呉市が7時半から17時半、川尻町は7時半から18時と違いはございますけれども、表に書いてありますように、呉市においても保護者の状況によって18時まで対応しているのが現状でございますので、基本的には同じ保育時間ということで、呉市の制度に統一させていただきたいと考えているものでございます。

保育料につきましては、それぞれ記載しておりますように、前年度の所得によって決定するものでございますが、この中身につきましては、右側の調整方針に書かせていただいておりますように、第5回協議会で「公共料金の取扱い」として一括提案させていただいて、方向性を決めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

その他一時保育、延長保育、乳児保育、障害児保育と、これらは特別保育事業でございますが、国・県の補助を得ながら施策を展開しているものでございまして、川尻町におかれましても、時間の差はございますが延長保育を実施されております。

また、6ページにその他いろいろ制度がございますけれども、似たような制度でございますので、合併時に統一させていただきたいということでございます。

中ほどに「放課後児童健全育成事業」という国・県の補助を得ながら行う施策がございます。これにつきましては、川尻町と呉市に違いがございます。使用料の差もありますが、対象者が呉市の場合は小学校1年生から3年生、川尻町は小学校1年生から4年生までとなっております。

これにつきましては、右に調整方針を書かせていただいておりますが、基本的に呉市の制度に合わせていただきたいということです。この放課後児童健全育成事業は、小学校低学年児童を対象にした制度でございますが、概ね10歳未満を対象にしております。やはり高学年の児童になりますと、ある程度の社会性や自主性が育ってきておりますので、事業の利用というのは基本的には要らないのではないだろうかという制度の趣旨がございますので、一応低学年を対象にさせていただく。ただし、呉市においても、障害のある子や家庭の事情等によって、4年生から6年生でも個別に協議をしながら対応しておりますので、十分対応できるのではないかと考えているところでございます。

使用料につきましては、呉市も当初は3千円程度でしたが、利用時間の延長とともに受益者負担の関係で、金額を増やしてきているものでございます。

次に、母子・寡婦・父子福祉でございます。6ページから7ページにかけてございますが、これらにつきましては、7ページにありますように、公共料金等の減免措置を市が独自に行っておりますので、合併後、川尻町域においてもこの福祉サービスの充実が図られるようになるということでございます。

それから、7ページ中ほどの「障害者（児）福祉」でございます。これにつきましては、身体障害者、知的障害者、視覚障害者、聴覚障害者、精神障害者等、数多くの福祉制度がございますが、主に社会参加等への促進策でございます。その主な内容としましては、相談業務や手当・医療費助成、それから在宅サービス・施設サービス等がございますが、呉市も川尻町もそれぞれ国・県の制度を含め同様の制度

を実施しております。

それで、主な違いでございますが、8ページからになるとは思いますけれども、呉市の場合、障害者住宅整備資金の貸付を独自で行っております。貸付限度額は420万円となっております。それから、障害者の公共交通機関の利用助成ということで、市営バスの無料乗車券を発行しております。

1ページ開いていただきまして、次の「重度心身障害者福祉タクシー利用助成」でございますが、タクシーチケットを年間60枚程度発行しまして、支援を行っているものでございます。

次に、1行とばしていただきまして、紙おむつの購入助成券を支給しております。これは川尻町も行っている制度でございます。

そして前の行に戻っていただきまして、川尻町の独自制度でございます「腎臓障害者通院交通費助成」でございますが、通院で人工透析を受けている方に対して通院費等の助成を行っているものでございます。助成額はJR運賃の片道を基本にしておりまして、年間約5千円以内の助成になると伺っております。利用者のほとんどが労災病院への通院に利用されているとのこと。また詳しくお聞きしますと、実際には車での利用が多いとのことでございます。

それで、右の調整方針案に書いておりますように、この制度につきましては、基本的には呉市の制度に統一させていただきたい。と申しますのは、代替制度として先ほど申し上げました重度心身障害者の福祉タクシー事業がございますので、こちらでの利用が可能ではないかと考えておりまして、呉市の制度に統一を図らせていただきたいと考えているところでございます。ちなみに、この福祉タクシー制度では年間1万8千円程度の助成になるかと思っております。

それから、下の方に在宅サービス「身体障害者居宅支援事業」というのがあります。これは川尻町でも行われております。その他国・県の制度がございますけれども、それぞれ同じように行われております。11ページをお開きください。

中ほどに「福祉機器の貸出」がございますけれども、これにつきましては呉市の場合、社会福祉協議会の方で無料で貸し出しを行っている制度でございます。

その次の「重度身体障害者移動支援事業」というのがあります。これは川尻町も呉市も、県の補助事業により行っている制度でございます。ほぼ同じような支援内容でございますので、今後通院等につきましても、この事業で対応できるのではないかと考えているものでございます。

また12ページ、聴覚障害者の福祉でございますが、似たような制度でやっておりますので、町に制度がなければ呉市の制度を適用するという形になります。

次に、14ページでございます。上側に「公共料金の減免等」という項目がございます。障害者に対し、呉市独自に公営駐車場の減免措置を行っております。50%の減免を行っております。また公共施設、美術館とか記念館、温水プール等にも、減免措置を独自に行っているものでございます。

次に、高齢者福祉の部門に入らせていただきます。高齢者福祉の主なものとしたしましては、相談業務や、医療費助成、また在宅サービスや施設サービス、あるいは社会参加の促進策等が行われているものでございます。

14・15ページでございますが、相談業務あるいは訪問指導など、呉市も川尻町もそれぞれ同じように行っている状況でございます。

16ページの上段に「敬老金」がございます。これにつきましては、対象年齢、支給額が違っております。呉市の場合は、現在88歳と100歳以上の方を対象に敬老金を出しております。これは昨年の4月に改正をしたものでございます。川尻町におきましては、75歳、77歳、88歳、90歳、95歳、100歳以上ということで、平成13年4月に改正をされまして、このような形になっているものでございます。それで、町の方からは、敬老金が合併に伴ってすぐ切り替わるんじゃないくて、3年程度の経過措置はとれないかという要望がございましたが、同じ市になるわけでございますので、できれば右の調整方針にありますように、事務局案としては呉市の制度に統一させていただければと考えております。呉市の場合も当初は75歳以上でやっております。平成9年からは同じように77歳、88、90、100歳以上というような4段階にしてきたわけですけれども、行財政改革の流れ、やはり多額な経費がかかりますので、見直しということで、平成14年4月に88歳と100歳以上という現行の対象者に改めたものでございます。

ちなみに、この経費の15年度予算額でございますけれども、川尻町におかれましては450万円、呉市の場合は約1,800万円となっております。

次に「在宅サービス」でございますが、ホームヘルプサービスとか短期入所とか、それぞれ同じように実施しているものでございます。

1ページ開いていただきまして17ページでございます。デイサービスとか在宅介護支援センターの運営等、それぞれ両市町にございます。

その中でちょっと違いがありますのは、「配食サービス」の委託先が、呉市の場合は民間業者、川尻町におかれましては町の社会福祉協議会となっております、その点に違いがございます。基本的には同じようなサービスを実施していて、ただ運営の仕方に違いがあるということでございますので、どういう形にすれば引き続き配食サービスが維持できるか、今後関係先と調整を図りながら決めさせていただきたいということでございます。

と申しますのは、町の社会福祉協議会と呉市の社会福祉協議会は合併統合されることになっております。したがって、町の社会福祉協議会はなくなりますので、呉市社会福祉協議会として事業の展開をどのように図れるかということになります。引き続き市社協の事業として川尻町地域の配食サービスを展開するべきか、あるいは民間業者が入ってこられるのかどうかということも踏まえまして、そのあたりを調整させていただくということでございます。

次に「通院送迎サービス」でございますが、これは呉市にはございません。65歳以上で寝たきり高齢者・下肢機能障害のある身体障害者に対し、町社会福祉協議会のワゴン車で通院の送迎事業あるいは交通ふれあい事業を行っておられるものでございまして、町内は無料、町外であれば料金を取っているという制度でございます。

これにつきましては、先ほど障害者福祉のところでありましたように、呉市も川尻町も同じように重度身体障害者移動支援事業を行っておりますし、呉市の場合は、

独自に身体障害者の福祉タクシー事業を行っております。また、65歳で寝たきり高齢者ということになれば、介護保険の対象となって、介護タクシーで対応できるんじゃないだろうかということもございます。そして、交流ふれあい事業につきましても、町の「福祉センターふれあい」の中で、市社協の一つの事業として展開できるのではないだろうかと考えております。これらの事業につきましては、呉市が持っている制度で対応できるということで、右の調整方針案に書かせていただいておりますように、基本的に呉市制度に統一させていただくこととして、代替機能での対応、あるいは市の社会福祉協議会の事業として、町地域での展開の方策を検討していく、そういう協議を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

続きまして18ページでございます。「社会参加の促進」ということで、老人クラブの助成事業がございます。これにつきましては、そちらに書いてありますように、呉市の場合は単位老人クラブと連合会それぞれに助成をしておりますが、川尻町におかれましては単位老人クラブには直接出しておらず、連合会に対してのみ補助金を出しておられます。ただし、その中身を見ますと、連合会への補助金の中から単位クラブに別途交付金という形で流れている状況でございます。調整方針案でございますが、基本的な事業については呉市の制度に統一していきたい。市の連合会に参画させていただきたい。ただし、町連合会の補助金については、3年程度の経過措置をとらせていただいて、その中で町地域の老人クラブの活動を支援していきたいと考えているものでございます。

次に「敬老行事」でございます。川尻町の場合は社協への事業補助によって敬老行事を行っております。もちろん敬老行事は引き続き行うということが必要でございますので、調整方針案に書いてありますように、3年程度の経過措置をとった上で、今後の運営方法をどういう形にしていくかを引き続き協議させていただきたいと考えているものでございます。

次に、呉市の場合、70歳以上の高齢者に市営バスの優待証、通称「無料パス券」を交付しておりますが、これにつきましては、合併と同時に川尻町の住民にも同じように交付するという事になるかと考えております。

次に「老人いこいの家」という施設が町にはございますけれども、これにつきましては呉市が施設を引き継ぎまして、引き続き地元の利用が図られるように調整を図っていきたいと考えているものでございます。

1ページ開いていただきまして、19ページでございます。「公共料金等の減免」でございますが、高齢者世帯の公共施設利用の減免ということで、美術館等に入ります時は無料で対応しているものでございます。

次に「生活保護・低所得者福祉」でございます。生活保護につきましては、合併と同時に区分が3級地の1から1級地の2に変更となり、扶助の内容が変わってくるということでございます。

次にその下段「民生委員・児童委員」でございます。川尻町には委員さんが23人おられますが、この方々につきましては次の改選期、平成16年11月まで在任していくこととなります。謝礼金の内容も多少違いがございますけれども、ほぼ同じでございますので呉市に統一させていただきたいということで、調整方針にあげさせて

いただいております。

ちなみに、委員さんの数でございますが、呉市の場合は約200世帯に1人、川尻町では120～130世帯に1人おられるということでございます。平成16年11月の改選後は、県の方で人数等の見直しを図るということを伺っております。

21ページをお願いいたします。下の方に「その他の福祉」というのがございます。市・町の社協、あるいは災害に対する見舞金、交通災害に対する給付制度がございます。また、次の23ページに原爆被爆者に対する支援制度が書いてありますので、それぞれ状況をご覧いただきたいと思っております。

21ページに戻っていただきまして、社会福祉協議会でございますが、先ほども申し上げましたように呉市には呉市社会福祉協議会が、川尻町には川尻町社会福祉協議会がございます。既に呉市社協・川尻町社協で合併協議会を持たれまして、5月13日に第1回の協議会を開催されたということを聞いております。今後、協議会の中で運営の方法、社協としての自主事業あるいは受託事業の進め方等、協議をしていただくことになろうかと思っておりますが、その状況を踏まえながら、川尻町地域での福祉施策の展開について、市の社会福祉協議会と連携し、協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上で、協議第19号「福祉制度の取扱い」についての、主な制度の具体的な内容についての説明を終わります。

続きまして、協議事項の3ページをお開きいただきたいと思っております。協議第20号「介護保険事業の取扱い」でございます。

主な内容につきましては、保険料及び給付・提供サービス内容等がございます。

現状でございますが、川尻町の2次認定審査業務は呉市が受託をしておりますが、事業は市・町がそれぞれ単独で実施しているものでございます。

保険料の基準月額につきましては、呉市は3,370円、川尻町は3,050円となっておりますが、この4月から第2期の介護保険事業計画がスタートしまして、保険料の見直しが行われたものでございます。

介護保険事業につきましては、川尻町では、社協の事務局があります「福祉センターふれあい」を拠点としまして、訪問介護事業や在宅介護支援事業などが行われているものでございます。また施設につきましては、町内に特養が1か所ございません。老健施設はございません。

そういった現状を踏まえまして、調整方針へ書かせていただいておりますように、「原則として呉市の制度に統一をさせていただきたい。ただし、川尻町地域の介護保険サービスの充実に努めるものとする」ということにさせていただいております。

なお、介護保険料の基準月額に違いがございますが、この保険料につきましても「公共料金の取扱い」ということで、第5回協議会で提案させていただきたいと考えております。

詳しい内容につきましては「調整調書」の20ページにございます。今後、合併に向け介護保険事業計画の見直し等が必要となつてまいりますが、やはり少子・高齢化が進みますので、在宅サービスとか施設サービスの充実・展開を図っていくことが必要になってくるものと認識しているところでございます。

次に、協議第21号「国民健康保険事業の取扱い」でございます。

これにつきましては、現在呉市では国民健康保険法に基づく保険料、川尻町におかれましては地方税法に基づく保険税ということで、賦課徴収をしているものでございます。その保険料、保険税の算定の構成にも少し違いがございます。川尻町には資産割がありますが、呉市にはありません。したがって、世帯構成とか収入額、あるいは持ち家の有無によって料金に差が出ているところでございます。

調整方針でございますが、保険「料」と「税」という違いがございますけれども、「原則として呉市の制度に統一をさせていただきたい」ということでございます。なお保険料につきましては、先ほどの介護保険料と同じように、第5回協議会で一括提案させていただきたいと考えているものでございます。

詳しい内容につきましては「調整調書」の20ページ、21ページをご覧ください。

基本的には、保険事業の中身は似ておりますので、合併時に制度統一をさせていただいて、住民のサービスの維持・向上に努めて参りたいと考えております。

次に、協議書の4ページをお願いいたします。

協議第22号「保健・医療制度の取扱い」についてでございます。

呉市は保健所政令市ということで、単独で保健所を設置して各種の保健サービスを行っております。川尻町におかれましては、町の福祉保健課及び保健センターと県の地域保健所が連携して保健サービスを行っております。また救急医療に関しましては、同じ保健医療圏でございますので、呉市と同じような形で救急医療機関を利用されております。

主な相違点ですが、保健サービスでは体制とか健康診査等の内容に違いがございます。医療サービスにつきましては、先ほど申しましたように同じ医療圏ですので大きな違いはございません。

それで、右に調整方針を書かせていただいておりますが、「原則として呉市の制度を適用させていただく。ただし、川尻町が実施されている制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し制度の統一を図っていくものとする」ということでございます。

これはあくまでも制度取扱いについての方向性を文章でまとめさせていただいているものでして、詳しい中身につきましては、「行政制度調整調書」の24ページから31ページにかけてそれぞれまとめさせていただいております。

24ページをお願いいたします。「保健・衛生」でございますが、この中に「保健サービス」と「医療サービス」の項目がございます。

保健サービスの主な項目としましては、健康増進、母子保健、成人・老人保健、精神保健あるいは感染症などの疾病予防、また狂犬病予防などの生活衛生がございます。

まず体制でございますが、呉市の場合は先ほど申し上げましたように保健所がございます。また東西に保健センターを設置しております。川尻町には保健センターがございます。そちらには保健師が4名常駐して、地域保健活動を行っております。今後合併に伴って、この保健センターがどうなるかということがございますけれども、右の調整方針案に書かせていただいておりますように、基本的には制度

は統一していきますけれども、保健センターの機能を残す方向で調整をさせていただきたいと考えているものでございます。

規模等につきましては、今後呉市の組織全体の中で考えていくことになろうかと思っておりますので、その点は事前に協議していきたいと考えております。

24ページの以下の内容でございますが、健康づくりのためのいろんな施策を呉市も川尻町も実施しております。その中で、一番下段に「食生活改善推進員の育成・助成」という項目がございます。川尻町におかれましては、健康づくりのための栄養を普及、定着させるためのボランティア活動として食生活改善推進員が22名おられます。呉市には食生活改善推進員はおりませんので、この取扱いをどうするかということがございますが、引き続きボランティア活動として、町地域の食生活の改善に努めていただくということで、一応調整をさせていただきたいと考えているものでございます。

それから、1ページ開いていただきまして25ページでございます。「母子保健」でございます。呉市では保健所、川尻町におかれましては保健センターが、それぞれ医療機関等と連携しながら、いろいろな指導や診査等を実施しているものでございます。

それで、違いがございますのは、26ページをお願いいたします。「乳幼児健康相談」でございますが、川尻町におかれましては、保健師さん以外に母子保健推進員という方が20名おられます。町からの委嘱を受けた方でして、保健師さんと連携をしながら町の地域保健活動をしておられます。業務の中身としましては、それぞれの家庭を訪問するなどして健診の案内をお知らせしたり、乳幼児の健康についての相談の仲立ちをされたりしているというものでございます。

呉市には母子保健推進員制度がございませんので、これを合併に伴ってどうするかということがございます。

それで調整案でございますが、母子保健推進員はボランティア活動の中で引き続き推進員として残っていただいて、地域保健活動を展開していただきたいと思いますというものでございます。

次に、1歳6か月、3歳の健康診査でございます。いろいろございまして、ちょっと解りにくいところがございますけれども、呉市の場合は3か月と6か月、それと1歳6か月と3歳児に健康診査を行っております。その際に育児相談や歯科検診も行っております。川尻町におかれましては、4、5か月の乳児、それから1歳6か月、3歳児に健康診査を行っております。その際に歯科健診も行っておりますけれども、それとは別に、町独自で2歳児のときに歯科健康教室を実施しております。これは栄養指導、歯磨き指導を行う健康教室でございます。この取扱いをどうするかということがございます。これにつきましては、町の方から合併後も町地域の取組みとして継続したいとの要望をいただいております。

この調整方針につきましては、町の制度を廃止するというところで掲げておりますけれども、呉市が行っております1歳6か月、3歳児の中で歯科検診もやっておりますし育児教室もやっておりますので、そちらに統一させていただきたいということでございます。基本的に制度としては廃止をさせていただきたい。ただし、地域

の保健活動の中で、その取組みとして育児指導、歯の健康教室を行うことは可能でございますので、今後どんな形でできるかというのは引き続き協議をさせていただきたいと考えているものでございます。

次でございますが、町が独自に5、6歳児のフッ素洗口をされています。就学前の期間、5、6歳児を対象に、コップに水と薬剤を入れてうがいをするといったものだと思いますけれども、そういったことを保護者の負担を入れながらやっておられるということでございます。呉市では1歳6か月にフッ素塗布をしております。これにつきましては、今後呉市でも検討することになるかと思っておりますけれども、対象者が余りにも多いものですから、時間をかけて検討していきたい。これにつきましても右の調整方針でございますが、基本的にはその制度は廃止させていただきたい。ただし、先ほど申し上げましたように、町地域での保健活動の中で、どんな形で対応できるかということを引き続き検討していきたいと考えているものでございます。

以後、26ページから、27、28ページは「成人・老人保健」でございます。28ページ中段以降「疾病予防」となっております。予防注射等もでございます。これらは川尻町におかれましても同じような形で、町内の医療機関あるいは県の地域保健所、福祉センター、保健センターを利用しながらやっておられます。

29ページの「結核予防」につきましても、同じような形でそれぞれの中でやっておられます。

次に、30ページの「生活衛生」でございますが、狂犬病の予防等につきましても同じようにやっておられますので、引き続きお互いの制度の細かい点は調整をさせていただいて、合併時にすぐに移行ができるよう努力をさせていただきたいと考えているものでございます。

1ページ開いていただきまして31ページ「医療サービス」でございます。救急医療につきましては呉市と同じ医療圏でございますので、それぞれ呉の医師会等に委託しながら行っているものでございます。また救急業務に関しては、呉市消防局に委託し対応しているのが現状でございます。医師会につきましては、川尻町も呉の医師会に入られているものでございます。

芝山事務局長 それでは、ここで5分ほど休憩させていただきますので、よろしくお願いたします。

午後 3時35分 休憩

午後 3時40分 再開

芝山事務局長 それでは、再開させていただきます。

佐々木事務局次長 それでは、協議事項の5ページを開いていただきまして、協議第23号「環境事業の取扱い」について説明させていただきます。

環境施策については、呉市は政令市の指定を受けておりまして、環境保全事業全般について積極的に取り組んでおります。ごみ処理につきましては、呉市は直営でしております。また今回、ごみの広域処理化ということで、新しいごみ処理施設を広地区に整備したところでございます。川尻町におかれましては、業者委託により収集されているものでございます。

し尿処理につきましては、呉市は業者委託で収集しております。川尻町におかれましては、安浦町と一部事務組合の「芸南衛生組合」を組織され、業者委託により収集処理をしております。施設は、安浦町内に処理施設がございます。

斎場につきましては、呉市、川尻町にそれぞれ1か所ずつあります。呉市では現在建て替えを検討しておりますし、川尻町も施設の老朽化が進んでおりますので、建て替えを希望されているところでございます。

主な相違点につきましては、ごみ処理事業、し尿処理事業、あるいは環境美事業等にそれぞれ違いがございます。

合併に伴う調整方針を右に書かせていただいておりますが、「原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、芸南衛生組合で実施しているし尿の収集処理体制につきましては、当分の間現行のとおりとする」ということにさせていただきたいと思っております。これは安浦町との関連がございますので、引き続きその処理体制を維持させていただくというものでございます。

制度の中身につきましては「行政制度調整調書」の32ページから35ページにかけてでございます。

32ページを開いていただきたいと思います。「ごみ処理事業」でございしますが、家庭ごみの収集方法や収集回数等につきましては当分現行のとおりとさせていただきたい。それ以外は呉市の制度に統一させていただきたいということでございます。

次に32ページでございますけれども、し尿処理体制につきましては、先ほど申し上げましたように安浦町と芸南衛生組合を組織されておりますので、当面現行のとおり体制でし尿の収集処理を行っていきたいと考えているものでございます。

右のページに移りまして「環境美事業」でございしますが、それぞれポイ捨て防止対策など、呉市も川尻町も努力されております。また、資源集団回収団体への報奨金につきましても、両市町同じように行っているものでございます。

1ページ開いていただきまして35ページでございます。一番上でございしますが、川尻町におかれましては、独自の施策として「飲料用容器回収事業」ということで、空き缶回収機とペットボトルの回収機を町内に置かれまして、役場の近くにも置いてありますけれども、そこで空き缶等の回収を行っております。回収した数をポイント制にして、一定のポイントを集めた人に商品券を出すという環境美化施策でございます。

この制度をどうするかということでございまして、右の調整方針に書いておりますけれども、各回収機は現リース契約期間中、呉市が引き継いでいきますが、商品券の発行につきましてはやめさせていただきたいと考えているものでございます。

と申しますのは、現在の商品券の発行額は年間約200万円ということになっておりますが、今後同じ呉市になりますと川尻町地域外からもたくさん持ち込まれて、町地域限定の利用が非常に困難になるのではないかと懸念されるわけでございまして、この調整方針にさせていただいたということでございます。

次の火葬場につきましては、料金に違いがございますけれども、これにつきましては合併時に呉市の料金に合わせていくということにさせていただいております。

なお、川尻町におかれましては、調書に霊柩車と書いてありますけれども、これ

は白色ワゴン車でございまして、女性会から寄付を受けて地元で使っておられるというものでございます。これにつきましては、引き続き町地域の中で使えるように調整を図っていきたいと考えているものでございます。できれば地区社会福祉協議会等は無償で貸し付けるなどして、引き続き無料で利用できるような形を考えているものでございます。

また、墓地につきましては、町営墓地がございしますが、呉市が引き継いで維持管理していくというものでございます。

次に、協議事項の6ページをお願いいたします。

協議第24号「商工業・観光の振興」でございまして。

呉市では、新産業とか、新技術の創出の受け皿として、いろんな施設を整備しております。また、観光の振興では、近隣町と呉地域観光連絡協議会を組織し、広域観光の振興を図っております。川尻町におかれましても、伝統的地場産業であります筆づくりの振興、あるいは商工会によるポイントカード事業とか地域商品券の発行などを支援されるなど、産業振興に取り組んでおられます。観光につきましても、国立公園野呂山等の自然を生かした観光の振興に力を入れられるとともに、野呂山に芸術村を開設されまして、自然と芸術文化の薫る川尻町として生涯学習の機能を取り入れた魅力あるまちづくりを進めておられます。

主な違いにつきましては、商工業の振興、観光の振興と、それぞれ掲げさせていただいております。

これらを合併に伴ってどうするかということを書かせていただいております。「原則として呉市の制度を適用させていただきたい。ただし、個別事業・制度等については、川尻町地域の商工業や観光事業の推進が図られるように協議・調整を図っていくものとする」というものでございます。

細かい内容につきましては「行政制度調整調書」の36ページから39ページにございますので、そこを開いていただければと思っております。

36ページ「経済振興」でございしますが、ここでは商工業の振興ということでございます。36、37ページにございまして、主に商店街への補助金とか中小企業等への支援については、合併後は呉市の制度を利用させていただき、利用が可能になるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

37ページ中ほどに「商工会への補助金」がございまして。呉市には呉市商工会議所、川尻町には川尻町商工会がございまして、市・町からそれぞれ補助金が出されております。この商工会につきましては、別途法的に根拠がございまして、それぞれが任意の団体でございまして、合併時にどうこうというものではございせん。今後、県の連合会の方で考えられると思ひますけれども、補助金につきましては、商工会の事業内容を精査した上で商工会の事業活動を後退させないように調整を図らせていただくということで、引き続き情勢を見ていきたいというものでございまして。

また、38ページには中小企業へのいろいろな融資制度がございしますが、これらも利用させていただきということになるかと考えております。

1枚開いていただきまして39ページ、一番下の「観光の振興」でございまして。呉市には観光協会がございしますが、川尻町にもやはり観光協会がございまして、町か

ら補助金も出されているものでございます。町観光協会の主な事業内容につきましては、野呂山の山開きや川尻港西港での青空市の開催、あるいはJR安芸川尻駅前の駐輪場の維持管理をされているとのことでございます。この協会の補助金の取扱いにつきましては、右の調整方針にありますように、事業内容を精査した上で経過措置をとらせていただくということで、合併までに、あるいは合併後も引き続き協議をさせていただきたいと考えているものでございます。

次の「観光振興事業」につきましては、やはり野呂山の山開きというのはこの近辺では非常に有名でございますので、町としても大きな事業でございますので、右の調整方針にございますように、町のイベントが継続実施できる方向で、事業主体・運営方法を含め、調整を図っていきたいと考えているものでございます。

次に、協議事項の7ページをお願いいたします。

協議第25号「農林水産業の振興」ということでございます。

この部門につきましては、呉市・川尻町とも農林水産業振興のための基盤整備をそれぞれやっております、新呉市になりましたら各事業を引き続き行っていくということになるかと思えます。

主な相違点は、農業振興、林業振興、水産業振興と、それぞれ掲げさせていただいております。

合併に伴ってどうするかということで、右の調整方針でございますが、「原則として呉市の制度を、いろいろな制度がございますので、適用していきたい。ただし、個別事業・制度等については川尻町地域の農林水産業の推進が図られるよう協議・調整を行うものとする」ということで、総論的なまとめ方をさせていただいております。

個別制度の中身につきましては「制度調整調書」の40ページから45ページにまとめさせていただいております。

40ページを開いていただければと思えます。これ以降は、農業振興、林業振興、水産業振興に関わる基盤整備、各種事業でございますので、施設であればそういう施設を呉市が引き継ぎ、維持管理していく。個別の事業につきましては、引き続き町地域の農林水産業の振興が図られるよう実施していきたいというものでございます。

40ページの中ほどですが、町が独自の事業として町内でとれる農産物の品評会を年1回開催されております。呉の場合はJA呉が行っておりますけれども、この品評会は継続したいという町からの要望がございますので、現行どおり継続する方向で調整させていただくことにしております。今後、JA芸南との連携も検討していくことが必要かと考えているところでございます。

次の「農業生産区」でございます。川尻町には農区長が15人おられますのが、これは合併後も同じように町地域の農区長として残っていただくということで、制度としては取り込んでいく、統一を図っていくという形になるかと思っております。

それと、1ページ開いていただきまして41ページでございます。農業委員会の取扱いでございますが、川尻町農業委員会の委員さんは15人おられますが、右の調整方針に書かせていただいておりますように、第2回法定協の中で農業委員さんを2名選出していただくということで決めておりますので、よろしくお願ひしたいと思

います。

その下の「農業団体等育成指導」の中に「個人農家への事業補助」という項目がございますが、川尻町に「転作促進事業」というのがございます。これは転作作物として馬鈴薯を奨励して、休耕田とか休耕の畑といった遊休農地を解消することが目的でして、JA芸南とタイアップしながら行っている制度でございます。

これにつきましては、町との協議の中で、右の調整方針に書かせていただいておりますけれども、基本的にこの促進事業は廃止させていただきたいというものでございます。理由としましては、少額の個人補助のため、廃止する方向で調整を図らせていただきたいというものでございます。

次に、42ページでございます。「農業振興機関等」でございますが、川尻町には「転作促進研修所」という農林水産省の補助で作りました建物がございますが、これにつきましては引き続き呉市が引き継ぎまして、町地域での利用を図っていくということでございます。実際の研修所の利用につきましては、自治会館、集会所的な利用を主にされていると伺っております。

1ページ開いていただきまして43ページでございます。「林業振興」というところでございまして、これらの事業につきましても引き続き実施していくということでございます。その中「市有林・町有林の整備」でございますが、川尻町におかれましては「造林作業員」という臨時職員が7名おられます。この制度につきましては、合併後も現行のとおり作業員を雇用いたしまして、現町有林の維持管理に努めていきたいと考えているものでございます。

また下の方「森林公園の整備」の中に「国立公園野呂山」がございます。ここには野呂高原ロッジとかキャンプ場とかいろいろございまして、管理運営は財団法人の川尻町観光開発公社が行っておられます。これら施設につきましても呉市が引き継ぎまして、維持管理・整備に努めながら、新呉市として振興策を図っていききたいと思っております。

次に、44ページ「水産業の振興」でございます。これは、築いその造成や稚魚放流、あるいは魚礁の設置等、国・県補助を受けながら行う事業でございます。これにつきましても、地元水産業の振興を図るという面から、引き続きこの基盤整備事業を行っていくとともに、細かい点について今後協議を進めさせていただきたいと考えているものでございます。

以上で、行政制度、各種事務事業の取扱いのうち、協議第19号「福祉制度の取扱い」から第25号「農林水産業の振興」まで、合併に伴う制度の取扱いの調整方針を説明させていただきました。具体的な協議・決定につきましては次回の協議会となりますが、わからない点がございましたら、質問していただければと思います。

以上で報告・提案を終わります。

小笠原会長 大変多くの項目にわたって長時間説明を聞いていただき、ありがとうございます。最初に説明いたしましたように、本日は今まで幹事会等で詰めた考え方を御提案申し上げるということで、協議は次回とさせていただくことですが、本日の段階でただ今の説明に御質疑なり御意見があれば、お願いしたいと思います。

大下委員 35ページの斎場について、再々今までいろいろと言われていたようなので確認したいんですが、これは現在ある斎場をそのまま維持していくのか、あるいは川尻町の斎場をつくってから廃止して呉市に合併するのか、これはどのようになっているのでしょうか。

佐々木事務局次長 川尻町の火葬場につきまして、老朽化が進んでるということがございます。それで、安浦町と共同で新しい斎場を建てたいという要望が出ておりますので、安浦町の意向や協議が必要となりますが、建設計画の中で位置づけていきたいと考えているものでございます。

大下委員 もう一度確認したいんですが、建設計画の中で、安浦と同時に、新たに整備するという方向に行きつつあると、そのように理解してよろしいでしょうか。

佐々木事務局次長 そうということになります。安浦町との協議が必ずいるわけですが、建設計画の中で取り組んでいきたいと、位置づけていきたいと考えているものでございます。

小笠原会長 御承知のように安浦町との協議はちょっと遅れておりますので、具体的に出せませんので、その点でご理解の程よろしくお願いいたします。

大下委員 当分の間、現状維持ということですね。

小笠原会長 そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、本件につきましては、次回第4回協議会においてさらに協議をさせていただくということにいたしまして、本日の協議事項はまだございますので、次に移らせていただきます。

前回からの継続協議案件であります協議第18号「新市建設計画」について事務局から説明をお願いします。

歌田企画調整課長 それでは、「呉市・川尻町合併建設計画（素案）（まちづくりビジョン）」でございますが、御説明いたします。

恐れ入ります。1枚開いていただきまして目次のところから説明いたします。

目次の欄でございます。1「計画策定の方針」からでございますが、本日御提案いたしますのは、1番「計画策定の方針」から、4番「まちづくりの基本方針」までの4点につきまして御提案をさせていただきたいと思っております。5番目の「まちづくり計画」、6番目の「公共施設の統合整備」につきまして次回の第4回協議会に御提案いたします。一番最後の7点目の「財政計画」につきましては第5回法定協議会において御提案いたしたいと思っております。

それでは、内容につきまして御説明いたします。

1ページ目でございます。まず、1番「計画策定の方針」でございます。実は、第2回目の法定協議会の場におきまして素案につきまして御説明しておりますので、重複することがないようにまず概略を御説明いたしたいと思っております。

まず、この計画策定の趣旨でございますが、上から3行目でございます。合併後の新しいまちづくりを総合的、効果的に推進するため、合併後の新市のまちづくり

の目標及びこの実現のための総合的な「まちづくり計画」、まさにマスタープランを定めるものでございます。

6行飛んでいただきまして、「そのため」のところでございますが、この合併後の新しいまちづくりの目標、基本方針を定めるとともに、総合的、計画的な施策項目を体系的に明らかにいたしまして、両市町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と地域福祉の向上を図るための計画でございます。

計画の期間といたしましては、平成16年度から25年度までの10力年の計画でございます。

次の2ページをお願いいたします。細かい説明は省略させていただきますが、大きな2番といたしましては、呉市・川尻町の概況でございます、1番「現況」、(1)位置・特性。内容につきましては省略させていただきます。

3ページ、真ん中でございますが、(2)歴史。呉市・川尻町の歴史でございます。

次に、4ページでございますが、(3)人口でございます。ちょっと小さなことですが、説明させていただきますと、の「人口推移」でございます。これは国勢調査に基づくもので、この呉市の人口の中には、この4月1日に合併いたしました旧下蒲刈町も含んでおります。例えば、平成12年国調で申しますと、人口、呉市20万5,382名でございます。その数字との「年齢階層別人口構成」というのが下にございますが、実はここの数字を合計いたしますと、呉市の12年度で申しますと5名ほど合いません。下の方が人口5名ほど少のうございまして、これは国勢調査の上で年齢の不詳者の方がいらっしゃるということで、5名ほど数字が合いません。その点御了解いただきたいと思えます。

次の5ページをお願いいたします。2番「呉市と川尻町との結び付き」でございます。(1)日常生活圏の一体性につきまして、上から3行目でございますが、川尻町から呉市への通勤・通学の割合はそれぞれ人口の36.5%、また通学人口の55.2%であるなど、両市町は一体的な生活圏を形成しています。この数字につきましては、次の6ページでございます。6ページの真ん中、表1「通勤・通学状況」でございますが、通勤における町内の割合は45.4%、他市町で申し上げますと第1位が呉市の36.5%となっております。通学につきましては、その下の欄でございますが、川尻町から呉市へ55.2%ということでこの数字をとらせていただいております。

また、前の5ページに戻っていただきまして、買い物など日常生活でも川尻町の日用品の19.1%が呉市で購入され、また医療機関の利用においても40.4%が呉市への通院となっております。これも7ページの表の2番、3番に数字を計上しておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

5ページの(2)呉市と川尻町による広域行政でございますが、今までの取り組みについて記述させていただきます。1行目でございますが、呉地方拠点都市地域の指定、平成6年9月を契機にいたしまして、人材育成、いろんな交流、教養文化活動等のソフト事業を共同して実施するなどの各種事業を行っております。また、呉広域行政事務組合 1市8町でございますが を平成7年8月、また平成13年4月からは圏域の見直しに伴いまして江能広域との統合がなされまして、1市12町で構成された事務組合がスタートし、一体的なまちづくり事業を行っており

ます。

次の3番は、川尻町のまちづくりの特色について記述いたしております。2行目、都市像といたしまして「野呂山と瀬戸内海が奏でる『人が輝くまち・かわじり』」を掲げられまして、基本テーマ「参加が生み出す暮らしの芸術文化」を設定されておられます。やはり、シンボルといたしましての国立公園野呂山、こちらにつきましては国民宿舎、キャンプ場など「遊び、学び、感じる自分探しの快適高原づくり」を進められておられまして、全町的に芸術村の開設やベイノホールでの演奏会など、芸術創造エリアとしての魅力づくりが推進されておられます。

次の6ページをお願いいたします。大きな3番「合併の必要性と効果」でございます。1「合併の必要性」につきましては、先ほど若干説明いたしました7、8行目でございますが、行政レベルでは既に消防、ごみ処理などの分野において一体的な対応が行われておりまして、また通勤・通学等の面におきましても住民の日常生活圏が一体化し、既に一つの「まち」ともいえるほどになっている。あとは、表の1、次のページの表2、3に数字を書かせていただいております。

続きまして、8ページをお願いいたします。8ページの真ん中でございますが、2番「合併の効果」でございます。4点書かせていただいております。(1)広い視野でのまちづくりの施策展開と個性的な地域づくりの推進でございます。特に4行目でございますが、両市町はJR呉線、国道185号などによる一体的な交通網で結ばれておりますが、より一層JR、幹線道路の機能充実を一体的、効率的に図ることが可能となります。(2)各種サービスの充実による住民の利便性の向上でございます。2行目ですが、公共施設の利用が広域的に可能となり、住民の利便性がより一層向上いたします。(3)道路網などの生活インフラの整備促進ですが、上下水道、生活道路、防災関連事業などの生活環境の整備を合併の建設計画に位置づけることによりまして、より一層の整備促進が図られ、重点的な投資が可能となります。

次の9ページでございます。(4)消防・救急・防災体制の強化。4行目でございますが、川尻町の消防・救急業務は現在呉市が受託いたしておりまして、今後より一層、呉市の消防署、出張所とのさらなる連携によりまして消防・防災・救急体制の強化・充実が促進されます。

以上の4点が大きく期待できる項目でございます。

10ページをお願いします。大きな4番「まちづくりの基本方針」でございます。この点につきましては、第2回協議会におきまして素案の概略に基づきまして御提案いたしましたものを肉づけさせていただいているものでございます。

まず、1番の「まちづくりの目標」につきましては2点でございます。

(1)瀬戸内海の多彩な資源を生かした海洋交流都市圏の形成でございます。上から3行目でございますが、国内外との多様な交流拠点機能、定住、滞在機能など、各地域の特性を生かした機能の分担を図ることにより、圏域の一体化、一層の発展を実現させる。また、「海と港」及び「ものづくり」を原点といたしまして発展してきました圏域の特性や学術研究機関などの人的資源、歴史・文化資源、豊かな自然など多彩な地域資源を最大限活用しながら、自立した都市圏の形成を目指していきたい。これが1点目の目標でございます。

2点目につきましては、産・学・住・遊のバランスのとれた都市的空間が享受できる都市の形成でございます。1行目ですが、産業業務機能、情報通信機能の充実など高次都市機能の強化を図るとともに、東西・南北の都市交通軸を強化させまして、多様な都市機能の充実を図る。1行飛びまして、市民が安心して生活できる環境に調和した住環境の整備をはじめ、21世紀の課題に対応したまちづくりを進めまして、市民が誇りと魅力を感じることができる都市を目指していきたい。

この2点が目標でございます。

その下でございますが、呉地域の将来ビジョンを書かせていただいております。この内容につきましては、一番最後のページにA3のカラーで、まちづくりの目標としました呉地域将来ビジョンを描かせていただいておりますので、また御参考に見ていただきたいと思います。今日は省略させていただきます。

では、続きまして11ページをお願いいたします。2番「まちづくりの基本方針」でございますが、前回も御提案いたしました5本の基本方針を設定いたしております。その内容を肉づけさせていただきます。

1点目、(1)誰もが活躍できる健康福祉都市の形成でございます。1行目の「少子・高齢化」へ対応するため、ちょっと飛びまして9行目のあたりでございますが、すべての人にやさしいまちづくりを推進いたしまして、住みやすく、住んでみたい「定住するまち」を目指します。「さらには」のところでございます。保健・医療・福祉の地域拠点の整備を推進しまして、福祉サービスの充実、健康づくりの推進、地域福祉推進体制の強化を図るとともに、消防・救急体制の強化等々安全なまちづくりを進めまして、誰もが健康で安心して生き生きと活躍できる「健康福祉都市」を目指したい。

次に、(2)人にやさしい環境共生・文化都市の形成。5行目のあたりでございますが、「人と地球に優しく環境に調和したゼロエミッション 廃棄物ゼロという意味でございますが（廃棄物ゼロ）の都市」を目指し、循環型社会システムを構築するとともに、上下水道、生活道路などのインフラ整備、親水空間の創出などを図りまして、ゆとりと潤いのある居住環境の整備を進めてまいりたい。2行飛びまして、生涯を通じて学び育む場や機会の充実を図るなど、人間形成の環境整備を進めまして、ゆとりと潤いのあります「環境共生・文化都市」を目指していきたい。

3点目の基本方針でございますが、多彩な地域資源を生かした産業創造都市の形成でございます。4行目でございますが、「海と港」「ものづくり」を原点として発展してきた圏域の特性を生かしながら、高等教育機関、試験研究機関との連携を深めまして、産・学・官の連携によります、例えば海洋環境産業、医療・福祉産業等々の新産業の創出を図ってまいりたい。

次の12ページをお願いいたします。2行目でございますが、「海事博物館」を核とした観光振興や歴史学習の場づくりなどを推進するなど、圏域内外からの交流人口の増加を図りまして、豊かな活力とにぎわいのある「産業創造都市」を目指してまいりたい。

4点目、持続的活力を持つ海洋交流都市の形成でございます。飛びまして、7行目でございます。また、拠点都市としてふさわしい総合交通体系をはじめ、産業業

務、情報通信、港湾等々の機能の充実を図るなど、高次都市機能を強化するとともに、多様な交流機能の充実を図りまして、「海洋交流都市」を目指してまいりたい。

最後、5点目でございますが、効率的・効果的な行財政運営を目指しまして、限りある財源を有効に活用する手法の導入に努めてまいりたい。

以上の5点が基本方針でございます。

続きまして、真ん中、下でございますが、前回の素案にも御提示いたしました3番目「呉市の役割」、また4番目「川尻町の役割」でございます。

川尻町の役割のところを読ませていただきますと、3行目でございますが、多様な活動を支える自立したサブ拠点としての機能を充実します。また、国立公園野呂山の優れた自然景観、歴史的資源を活用しながら、広域的なレクリエーション機能の充実を図ることで、自然を体感するゾーンとしての役割を担ってまいりたい。

次の13ページでございますが、川尻町さんがつくられています都市計画マスタープラン、また基本構想を参考にさせていただきますと、5番目の「川尻町各地区の特性と土地利用の方針」を記述させていただきます。

地区といたしましては、4地区に分けさせていただいております。まず、1番目は行政機能、商業機能など、主要な都市機能が集中する中央地区、2番目は自然海浜が残されている小用地区、3点目は安芸灘諸島との結節点となっております小仁方地区、4番目は国立公園野呂山の豊かな自然など多様性に富んだ資源を有する野呂山地区でございます。

中央地区におきましては「行政機能のサブ拠点、計画的な住環境、港湾・交流拠点づくり」といたしまして、丸印の1番目としましては、支所、保健センター等々、保健・福祉のサブ拠点としての機能や行政機能の充実を図ってまいりたい。一つ飛びまして、JR安芸川尻駅、また駅周辺の総合的な整備を図るとともに、呉線の機能強化を図りたい。次の丸印でございますが、川尻港西港地区の整備を促進しまして、交流拠点としての機能充実を図りたい。

2点目の小用地区でございます。「快適な居住環境づくり」としまして、丸印の2番目でございますが、生活幹線道路、下水道の整備、また防災対策などを推進しまして、居住機能の充実を図ってまいりたい。

3点目の小仁方地区につきましては「安芸灘諸島と連携した産業・交流拠点づくり」といたしまして、丸印の2点目でございますが、連携による地域振興、都市機能としての下水道の整備を計画的に推進いたします。

最後、4点目の野呂山地区におきましては、丸印の1番、野呂山の豊かな自然、施設を活用するとともに、アウトドアスポーツの拠点としての利用促進を図りたい。また、最後の行ですが、観光・レクリエーション機能を強化いたしまして、交流人口の増加を図りたい。

これらのイメージを描かせていただいておりますのが次の14ページ、「川尻町の主な施設及び各地区の土地利用イメージ」といたしまして、上の野呂山地区をはじめ4点の地区におきまして、それぞれの主な施策、施設を記述させていただきます。

その次のA3のカラー版につきましては、今の4地区の土地利用の方針につきま

してイメージ図を書かせていただいております。

説明は以上でございますが、現在の進捗状況について御説明いたしますと、現在、県事業、また県補助事業につきまして県との協議を終えております。また、国の補助事業、国の直轄事業をはじめ、町の単独事業につきまして、現在町と協議を進めておりました、また県との協議を含めまして建設計画への掲載事業を決定する段階でございます。次回第4回の協議会におきまして、まちづくり計画の提案をいたしますので、そのときには具体的事業を明らかにできるものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

小笠原会長 ただいまの説明に御質疑なり御意見があれば、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、本件につきましては、今後引き続き協議をしていくものとして決定させていただきたいと思っております。

以上で協議事項は終わりでございますが、この際、その他何かございましたら、どうぞお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 大変長時間ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、呉市は中田委員から、また川尻町から綿野委員、それぞれごあいさつをいただきたいと存じます。

まず、中田委員、よろしく願いいたします。

中田委員 本日は大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。

きょうから、住民の皆さんに一番身近な問題について協議、議論をされるような段階に入ってきたわけですが、川尻町には長い歴史と文化、今までの生活環境、制度というものがあるわけですが、最終的に一番大事なことは、町民の皆さんが合併してよかったなと、こういうふうに感じていただけるような協議をこれからも進めていくべきだろうと思っております。これから4回、5回と本当に住民の皆さんに一番関係する、影響の多いところ、また細かいところを協議し、議論を重ねながら、最終的にやはり合併をしてよかったと感じていただけるような結論を得たいと思っております。これからもよろしく願いをいたしまして、閉会のあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございます。

小笠原会長 それでは、続きまして綿野委員、よろしく願いいたします。

綿野委員 きょうは川尻町で第3回の法定協議会を開催したわけですが、大変遠いところまでおいでくださいまして誠にありがとうございました。

ただ今、協議案件としていろいろと提案されました中でも、先ほど呉市議長さんが言われましたように、町民に対し直接影響のある課題が多く出てまいりました。

出されましたこの5つの課題を、また我々議会へ持ち帰りながら、先ほど申され

ましたように「ああ、合併してよかった」と後々まで言われるようにするためにも、この法定協議会で一生懸命審議をしてみたいと考えております、

またその点を呉市の皆さん方にもお願い申し上げ、また、この協議会がよりよく進むことを切望いたしまして、閉会のあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

小笠原会長 どうもありがとうございました。

皆様、本日は本当に長時間にわたり、たくさんの項目について熱心に御協議をいただきまして、誠にありがとうございました。

さて次回の第4回協議会でございますが、約2週間後の6月13日金曜日、午後1時30分から開かせていただきたいと思いますと思っております。場所は、この3月に完成いたしました呉市総合体育館（オークアリーナ）において開催させていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これもちまして第3回呉市・川尻町合併協議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後 4時30分 閉会

以上、第3回呉市・川尻町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

呉市・川尻町合併協議会会長 小笠原 臣 也

呉市・川尻町合併協議会委員 馬 場 理 子

呉市・川尻町合併協議会委員 北 村 正 次